

## 議案第32号

## 議案第33号

### 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について

#### 1 改正の理由

市長から川崎市特別職報酬等審議会に諮問した「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の答申（令和6年12月25日付け）に基づく市長、副市長、議長、副議長及び議員の給料月額等の改定に伴い、教育長及び教育委員会委員の給料月額等の改定を行うため

#### 2 方針の内容

- (1) 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について  
教育長の給料月額を10,000円引き上げる。

現行	改正後
780,000円	790,000円

- (2) 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について  
教育委員会委員の報酬（月額）を4,000円引き上げる。

現行	改正後
279,000円	283,000円